



1 普通終身保険／普通終身保険(低解約返戻金型) 新ながいきくん(定額型) 新ながいきくん(定額型・低解約返戻金プラン)

<p>契約の目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●一生涯にわたって、万が一の保障(死亡保障)に備えたシンプルな保険です。
<p>商品の特長</p> <p> ①</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が死亡したとき ⇒「死亡保険金」 ●「各種特約」 ②を付加することで、より充実した保障を準備できます。

 ①しおり39P参照

「基本契約の保障内容」

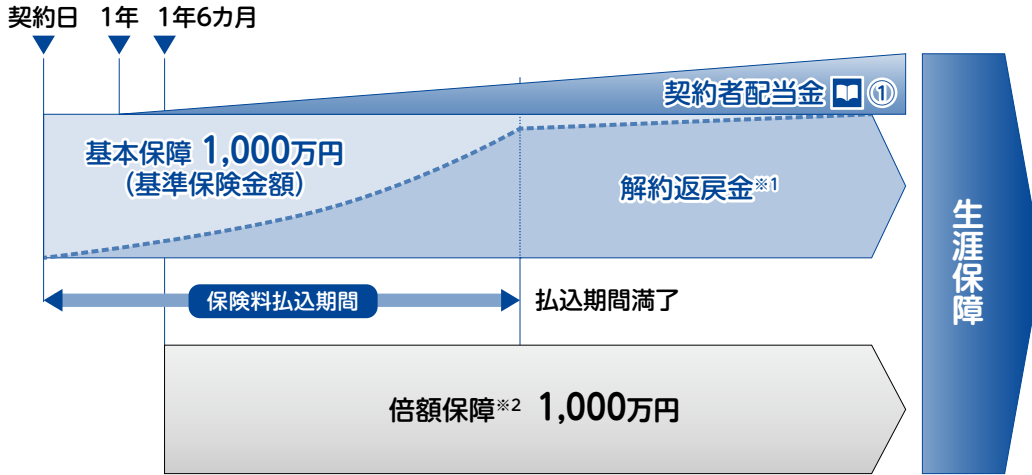
 ②しおり44P参照

「特約の保障内容」

●しくみ図

定額型終身保険「新ながいきくん(定額型)」

基準保険金額 1,000万円に加入の場合



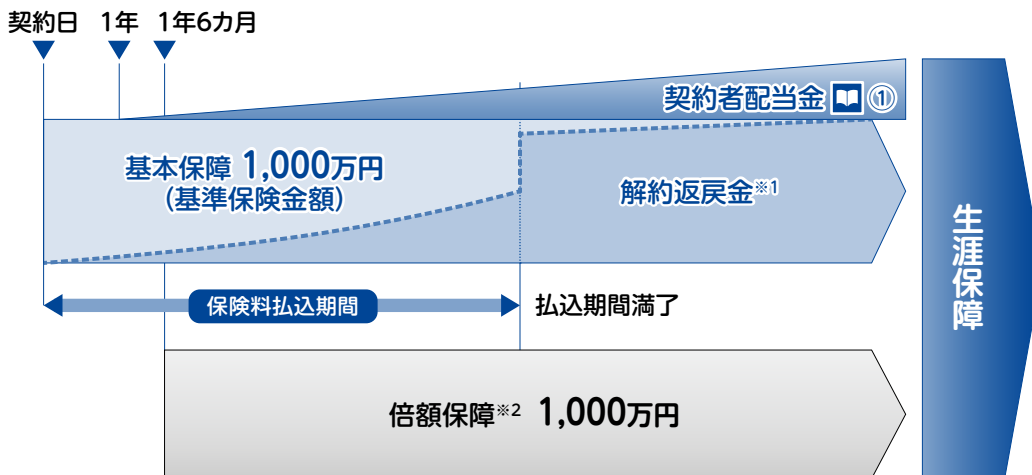
①しおり78P参照

「契約者配当金」

特長としくみ

定額型終身保険(低解約返戻金型)「新ながいきくん(定額型・低解約返戻金プラン)」

基準保険金額 1,000万円に加入の場合



※1 解約返戻金の違いについて

○契約を解約した場合、死亡保険金を支払うために積み立てている積立金から保険契約の成立や維持するための必要経費などを差し引いた金額を解約返戻金として支払いますが、「新ながいきくん(定額型・低解約返戻金プラン)」は保険料払込期間満了前の解約返戻金の水準を低く設定しています。保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、「新ながいきくん(定額型)」と同額となります。

※2 倍額保障(保険金の倍額支払)

○契約日からその日を含めて1年6カ月(契約を復活したときは、さらにその復活日からその日を含めて6カ月)を経過してから、被保険者が、「不慮の事故」でのケガを直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき、または「当社所定の感染症」を直接の原因として死亡したときは、支払うべき死亡保険金のほかに、これと「同額の保険金」を死亡保険金受取人に支払います。

(注)保障は保障(責任)開始の日②から開始します。

②しおり18P参照

「契約の保障(責任)の開始と契約日」

2 普通終身保険／普通終身保険(低解約返戻金型) 新ながいきくん(ばらんす型2倍) 新ながいきくん(ばらんす型2倍・低解約返戻金プラン)

<p>契約の目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●一生涯にわたって、万が一の保障(死亡保障)に備える保険です。 ●一定の期間、万が一の保障をより充実させることができます。 				
<p>商品の特長</p> <p>①</p>	<table border="1" data-bbox="691 651 1417 848"> <tr> <td data-bbox="691 651 1123 748">被保険者が保険料の払込期間の満了前に死亡したとき</td> <td data-bbox="1123 651 1417 748">死亡保険金 (基準保険金額)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="691 748 1123 848">被保険者が保険料の払込期間の満了後に死亡したとき</td> <td data-bbox="1123 748 1417 848">死亡保険金 (基準保険金額の50%)</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●「各種特約」②を付加することで、より充実した保障を準備できます。 	被保険者が保険料の払込期間の満了前に死亡したとき	死亡保険金 (基準保険金額)	被保険者が保険料の払込期間の満了後に死亡したとき	死亡保険金 (基準保険金額の50%)
被保険者が保険料の払込期間の満了前に死亡したとき	死亡保険金 (基準保険金額)				
被保険者が保険料の払込期間の満了後に死亡したとき	死亡保険金 (基準保険金額の50%)				

①しおり40P参照

「基本契約の保障内容」

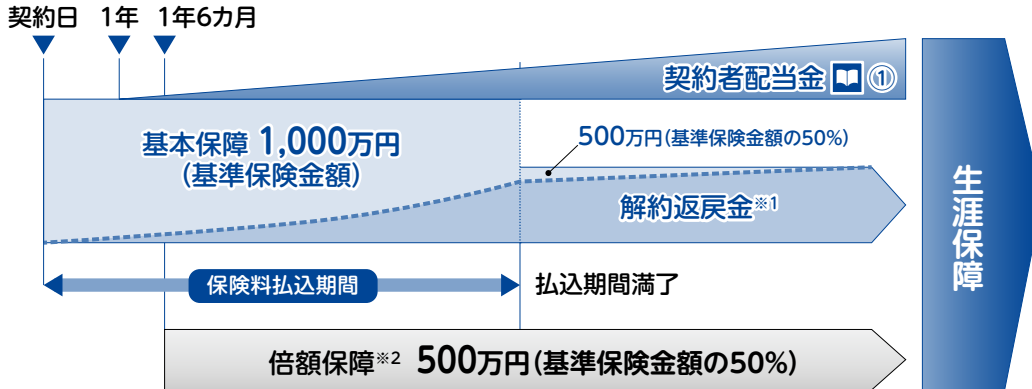
②しおり44P参照

「特約の保障内容」

●しくみ図

2倍型終身保険「新ながいきくん(ばらんす型2倍)」

基準保険金額 1,000万円に加入の場合



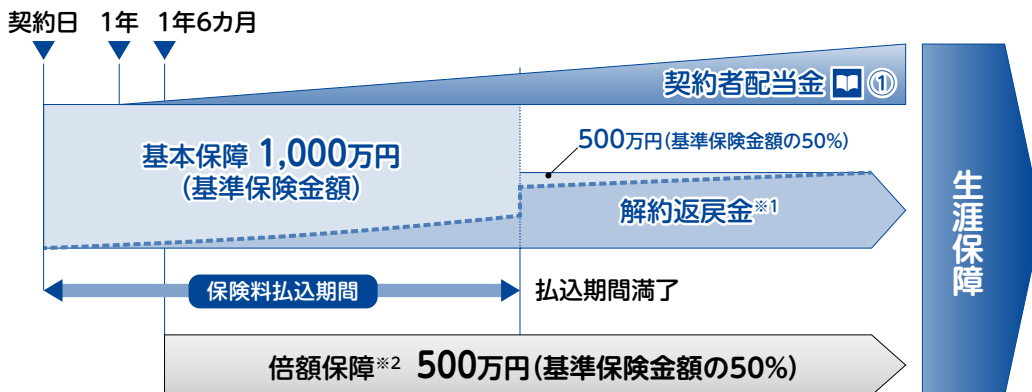
①しおり78P参照

「契約者配当金」

特長としくみ

2倍型終身保険(低解約返戻金型)「新ながいきくん(ばらんす型2倍・低解約返戻金プラン)」

基準保険金額 1,000万円に加入の場合



※1 解約返戻金の違いについて

○契約を解約した場合、死亡保険金を支払うために積み立てている積立金から保険契約の成立や維持するための必要経費などを差し引いた金額を解約返戻金として支払いますが、「新ながいきくん(ばらんす型2倍・低解約返戻金プラン)」は保険料払込期間満了前の解約返戻金の水準を低く設定しています。保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、「新ながいきくん(ばらんす型2倍)」と同額となります。

※2 倍額保障(保険金の倍額支払)

○契約日からその日を含めて1年6カ月(契約を復活したときは、さらにその復活日からその日を含めて6カ月)を経過してから、被保険者が、「不慮の事故」でのケガを直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき、または「当社所定の感染症」を直接の原因として死亡したときは、支払うべき死亡保険金のほかに、「保険料払込期間が満了した後に支払う死亡保険金額と同額の保険金」を死亡保険金受取人に支払います。

(注) 保障は保障(責任)開始の日②から開始します。

②しおり18P参照

「契約の保障(責任)の開始と契約日」

③ 普通終身保険／普通終身保険(低解約返戻金型) 新ながいきくん(ばらんす型5倍) 新ながいきくん(ばらんす型5倍・低解約返戻金プラン)

<p>契約の目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●一生涯にわたって、万が一の保障(死亡保障)に備える保険です。 ●一定の期間、万が一の保障をより充実させることができます。 				
<p>商品の特長</p> <p>①</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="687 658 1118 757"> 被保険者が保険料の払込期間の満了前に死亡したとき </td> <td data-bbox="1118 658 1415 757"> 死亡保険金 (基準保険金額) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="687 757 1118 855"> 被保険者が保険料の払込期間の満了後に死亡したとき </td> <td data-bbox="1118 757 1415 855"> 死亡保険金 (基準保険金額の20%) </td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●「各種特約」②を付加することで、より充実した保障を準備できます。 	被保険者が保険料の払込期間の満了前に死亡したとき	死亡保険金 (基準保険金額)	被保険者が保険料の払込期間の満了後に死亡したとき	死亡保険金 (基準保険金額の20%)
被保険者が保険料の払込期間の満了前に死亡したとき	死亡保険金 (基準保険金額)				
被保険者が保険料の払込期間の満了後に死亡したとき	死亡保険金 (基準保険金額の20%)				

①しおり41P参照

「基本契約の保障内容」

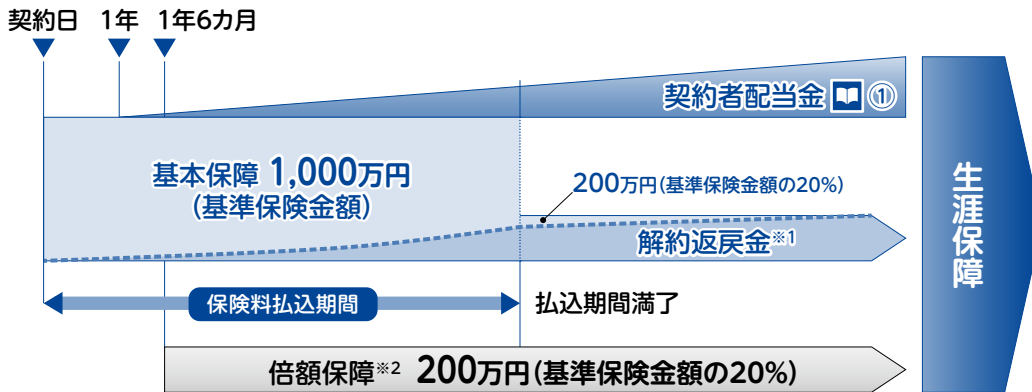
②しおり44P参照

「特約の保障内容」

●しくみ図

5倍型終身保険「新ながいきくん(ばらんす型5倍)」

基準保険金額 1,000万円に加入の場合



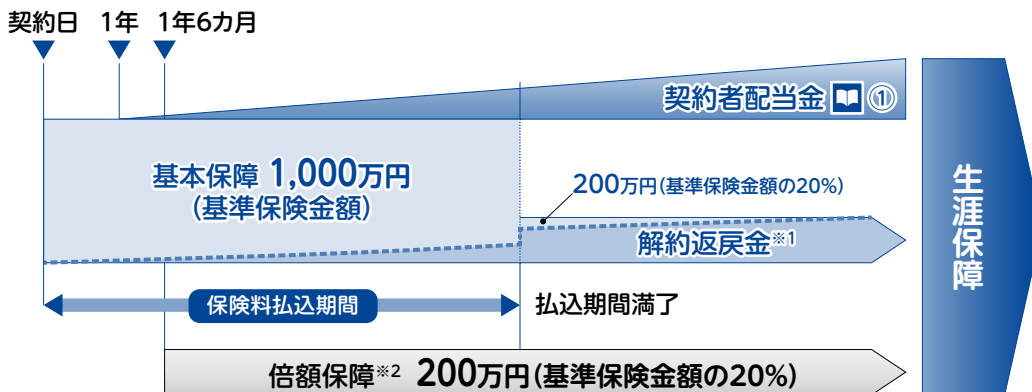
①しおり78P参照

[契約者配当金]

特長としくみ

5倍型終身保険(低解約返戻金型)「新ながいきくん(ばらんす型5倍・低解約返戻金プラン)」

基準保険金額 1,000万円に加入の場合



※1 解約返戻金の違いについて

○契約を解約した場合、死亡保険金を支払うために積み立てている積立金から保険契約の成立や維持するための必要経費などを差し引いた金額を解約返戻金として支払いますが、「新ながいきくん(ばらんす型5倍・低解約返戻金プラン)」は保険料払込期間満了前の解約返戻金の水準を低く設定しています。保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、「新ながいきくん(ばらんす型5倍)」と同額となります。

※2 倍額保障(保険金の倍額支払)

○契約日からその日を含めて1年6カ月(契約を復活したときは、さらにその復活日からその日を含めて6カ月)を経過してから、被保険者が、「不慮の事故」でのケガを直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき、または「当社所定の感染症」を直接の原因として死亡したときは、支払うべき死亡保険金のほかに、「保険料払込期間が満了した後に支払う死亡保険金額と同額の保険金」を死亡保険金受取人に支払います。

(注)保障は保障(責任)開始の日②から開始します。

②しおり18P参照

[契約の保障(責任)の開始と契約日]

4 特別終身保険／特別終身保険(低解約返戻金型) 新ながいきくん(おたのしみ型) 新ながいきくん(おたのしみ型・低解約返戻金プラン)

<p>契約の目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●万が一の保障(死亡保障)と加入後の楽しみ(必要なお金の準備)を兼ね備えた保険です。 ●生存保険金の受け取りがあるので、加入後の楽しみがあります。 					
<p>商品の特長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者の生存中に一定期間が満了したとき ⇒生存保険金 ●被保険者が死亡した場合 <table border="1" data-bbox="683 795 1409 1099"> <tr> <td data-bbox="683 795 999 927"> 被保険者が保険料の 払込期間の満了前に 死亡したとき </td> <td data-bbox="999 795 1409 927"> 死亡保険金 (基準保険金額) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 927 999 1099"> 被保険者が保険料の 払込期間の満了後に 死亡したとき </td> <td data-bbox="999 927 1409 1099"> 死亡保険金 (保険料の払込期間の満了後の 経過期間に応じて基準保険金額の80%、60%、40%、20%) </td> </tr> </table> ●「各種特約」②を付加することで、より充実した保障を準備できます。 		被保険者が保険料の 払込期間の 満了前 に 死亡したとき	死亡保険金 (基準保険金額)	被保険者が保険料の 払込期間の 満了後 に 死亡したとき	死亡保険金 (保険料の払込期間の満了後の 経過期間に応じて 基準保険金額の80%、60%、40%、20%)
被保険者が保険料の 払込期間の 満了前 に 死亡したとき	死亡保険金 (基準保険金額)					
被保険者が保険料の 払込期間の 満了後 に 死亡したとき	死亡保険金 (保険料の払込期間の満了後の 経過期間に応じて 基準保険金額の80%、60%、40%、20%)					

①しおり42P参照

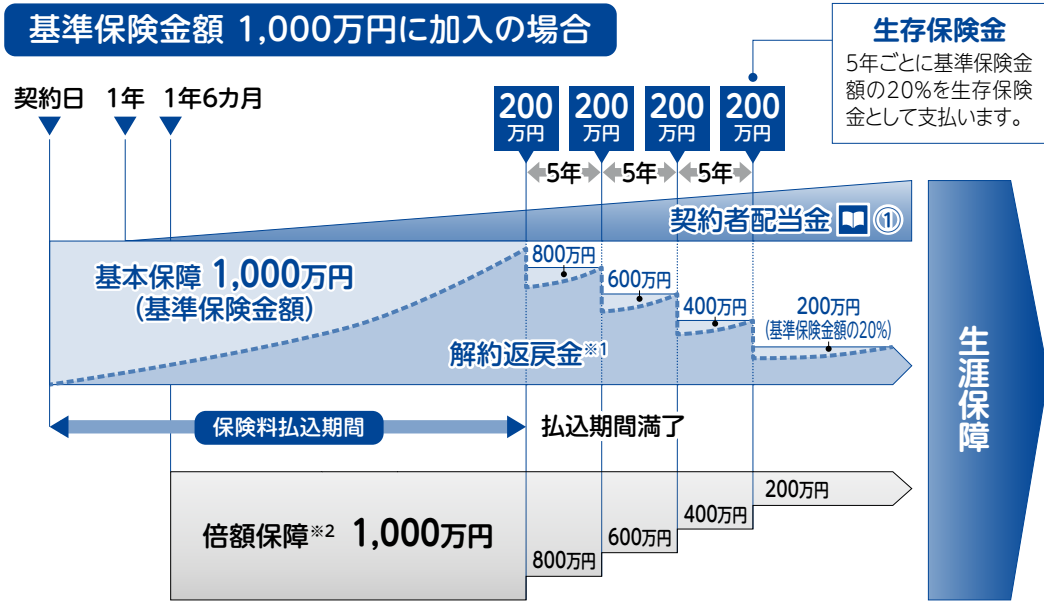
「基本契約の保障内容」

②しおり44P参照

「特約の保障内容」

●しくみ図

特別終身保険「新ながいきくん(おたのしみ型)」

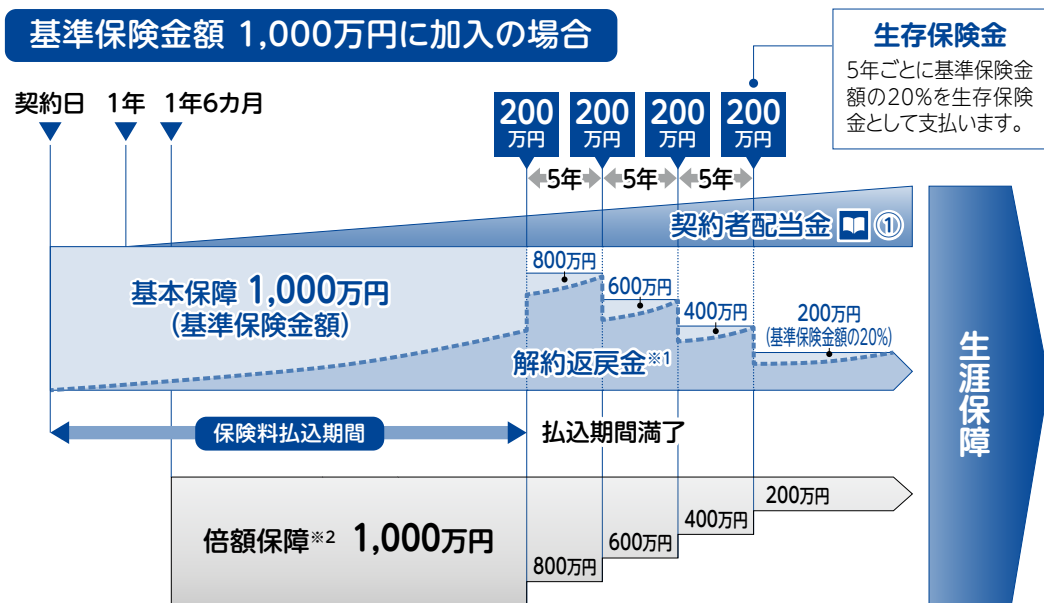


①しおり78P参照

「契約者配当金」

特長としくみ

特別終身保険(低解約返戻金型)「新ながいきくん(おたのしみ型・低解約返戻金プラン)」



※1 解約返戻金の違いについて

○契約を解約した場合、生存保険金および死亡保険金を支払うために積み立てている積立金から保険契約の成立や維持するための必要経費などを差し引いた金額を解約返戻金として支払いますが、「新ながいきくん(おたのしみ型・低解約返戻金プラン)」は保険料払込期間満了前の解約返戻金の水準を低く設定しています。保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、「新ながいきくん(おたのしみ型)」と同額となります。

※2 倍額保障(保険金の倍額支払)

○契約日からその日を含めて1年6カ月(契約を復活したときは、さらにその復活日からその日を含めて6カ月)を経過してから、被保険者が、「不慮の事故」でのケガを直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき、または「当社所定の感染症」を直接の原因として死亡したときは、支払うべき死亡保険金のほかに、これと同額の保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(注)保障は保障(責任)開始の日^②から開始します。

②しおり18P参照

「契約の保障(責任)の開始と契約日」

5 低解約返戻金型の場合の各種取り扱いの違い

普通終身保険(低解約返戻金型)および特別終身保険(低解約返戻金型)は保険料払込期間満了前の解約返戻金の水準を低く設定しています。これにより保険料払込期間満了前は、以下のとおり、取り扱いが異なります。

	普通終身保険 特別終身保険	普通終身保険(低解約返戻金型) 特別終身保険(低解約返戻金型)
保障内容 ①	死亡保険金 重度障害による保険金 保険金の倍額支払(倍額保障) 生存保険金(※)	
解約返戻金 ②	●解約返戻金の水準を低く設定していません	●保険料払込期間満了前の解約返戻金の水準を低く設定しています ●保険料払込期間満了後は、解約返戻金の水準を低く設定していません
契約者貸付制度 ③	●お取り扱いします ●貸付金の返済に代えて保険金額を減額する場合、保険金の原資となる積立金から貸付金およびその利息を差し引きます	●お取り扱いします 保険料払込期間満了前は、水準を低く設定した解約返戻金の一定の範囲内で貸し付けを行うため、貸付可能金額は少なくなります ●貸付金の返済に代えて保険金額を減額する場合、保険金の原資となる積立金から貸付金およびその利息を差し引きます。なお、保険料払込期間満了前に貸付金の返済に代えて保険金額を減額する場合、保険金の原資となる積立金の7割から貸付金およびその利息を差し引きます
保険金額の減額変更 ④	●お取り扱いします	●お取り扱いします 保険料払込期間満了前に減額変更した場合、減額部分についてお受け取りになる返戻金は低くなります
保険料払済契約への変更 ⑤	●お取り扱いします	●お取り扱いします 保険料払込期間満了前に保険料払済契約に変更した場合、水準を低く設定した解約返戻金をもとに保険金額を変更します

(※)特別終身保険、特別終身保険(低解約返戻金型)に限ります。

①しおり39P参照

「基本契約の保障内容」

②しおり約款参照

「契約の解約と返戻金」(78ページ)、普通終身・特別終身・普通終身(低解約)・特別終身(低解約)「第32・34条」、災害(低減型)・災害(無解約)「第29条」、傷医(低減型)・傷医(無解約)「第29条」、総医(低減型)・総医(無解約)「第34条」

③しおり約款参照

「契約者貸付制度」(76ページ)、普通終身・特別終身・普通終身(低解約)・特別終身(低解約)「第38条」、災害(低減型)・災害(無解約)「第12条」、傷医(低減型)・傷医(無解約)「第14条」、総医(低減型)・総医(無解約)「第16条」

④約款参照

普通終身・特別終身・普通終身(低解約)・特別終身(低解約)「第28条」、災害(低減型)・災害(無解約)「第25条」、傷医(低減型)・傷医(無解約)「第25条」、総医(低減型)・総医(無解約)「第30条」

⑤約款参照

普通終身・特別終身・普通終身(低解約)・特別終身(低解約)「第29条」、災害(無解約)「別表5の(1)・(2)」、傷医(無解約)・総医(無解約)「別表4の(1)・(2)」